唐人町物語

唐人町と鏡圓寺

李 宗歓と唐人町の由来

唐人町の起源は、天保十三（一八四二）七月、御用荒物屋 川崎勘四郎が佐嘉鍋島藩に提出した『御用唐人町荒物唐物屋職御由緒書』に見ることができる。それによると、勘四郎の祖先で高麗人、李 宗歓（りそうかん）こそが、わが街、唐人町の始祖である。李 宗歓は、朝鮮は吉州、竹浦の川崎（現 朝鮮民主主義人民共和国の吉州ではないかと思われるが定かではない）に生まれたと記されており、当地ではかなり知られた武人かつ文人であり、相当の地位を得ていたようだ。

天正十五年（一五八七）、郷里の海岸で家族とともに舟遊びに興じていた折、突然の旋風により帆柱を破損、漂流。途中、鯨船等に助けられはしたものの、たどり着いたのは異国日本国筑前黒崎の浜（現 北九州市）であった。文武両道、かつ商才にもたけた宗歓にとっても、言葉や文化の違う異国日本での生活にはかなり苦労したようであった。しかし、その後の宗歓の人生の一大転機となった、大宰府天満宮における肥前国鍋島藩家臣龍造寺家晴および成冨兵庫茂安との運命的な出会いまでの四年という短いあいだに、異国の歴史を研究するというようなゆとりまで持てるようになったのは、彼のたぐいまれなる才能のなせる業というべきものであったのではないだろうか。

天正十九年（一五九一）、鍋島藩家臣龍造寺家晴（諫早家の祖）と成冨兵庫茂安は、大阪での豊臣秀吉の朝鮮遠征会議の帰りに、太宰府天満宮に参拝したさい、境内で熱心にその歴史、文化等を勉強している身なりが明らかに日本人と異なる一人の男を見かけたのである。

いつしか、この三人は、互いの身分や身の上を時の経つのも忘れて話し込み、宗歓の身上にいたく感心し、興味を持った家晴、茂安の二人は鍋島藩への招へいを強く宗歓に申し出、まもなく宗歓はこの二人の申し出に応え、佐嘉城下へ赴くことになる。

時の藩主、鍋島直茂は、自らの両腕ともいうべき家晴、茂安の勧めもさることながら、宗歓との謁見で、宗歓のその才能を見抜き、苗字（川崎清蔵と称す）、帯刀を許し、家臣として召し抱えたのである。翌、文禄元年（一五九二）、宗歓は秀吉の朝鮮遠征のさいに、朝鮮の地理に詳しく、また通詞役として鍋島藩作戦本部詰めとなって遠征し、非常に重要な役割を果たしたのであるが、苗字、帯刀を許すなどのこの例外的な処遇は、きたるべき朝鮮遠征にさいし、宗歓の果たす役割を十分に計算していた直茂の先見の明ともいえるだろう。

役後の撤兵のさい、宗歓は、祖国に弓を引いたということで留まることができず、佐賀に戻ってくるのであるが、このことを不憫に思い、また自らへの忠節にいたく感動した直茂は、慶長四（一五九九）、佐嘉城下の十間堀川以北、愛敬嶋村に、宗歓が連れ帰った高麗人などを住まわせ、ここに唐人―異国人の住む町として、唐人町という町号をつけたのである。宗歓は、直茂公より十人扶持と海外貿易の御用達商の永代免状を賜り、唐物の繊維品、陶器類、金物類、海産物、荒物など日本にない珍しい物を直輸入し、これらを扱う商人が集まってきて、今日の唐人町の基礎を形成していった。

その頃、神野、高木瀬を経て北部山麓に続く一本の野道があったが、町の発展とともに、その沿道にまで家が立ち並び、主に北部農産物の集積地として発展していくが、それが旧唐人新町（現唐人二丁目）となる。この北部への発展と同時に、唐人町の東裏通りにもぞくぞくと小屋をたて、住み込むものがふえてくるが、これが旧寺町となる。当時、寺町は唐人寺町とも呼ばれていたようだが、その名の由来は、寺が多かったというのではなく、大宝山定光寺（現在 精金寺-大財三丁目に合併）の寺領に町が形成されていったことからきたもののようである。古くは、寺町ではなく、糸町と呼ばれていたこともあったようで、宗歓らが唐、朝鮮より輸入した麻の原料で、麻糸の製造にたずさわるものがおおく、いわゆる庭内工業地として発展していくことになる。

唐人新町ァ山ン口（唐人新町は山の登り口）
唐人町ァみやこ（唐人町は佐賀のみやこ）
花の寺町ァ色どころ（寺町は糸どころ）

※寺町が色町だったというような史実はなく、畳に使う麻糸内職がさかんだったので、〝糸どころ〟と歌われていたが、歌詞に艶をもたせて〝色どころ〟と歌われていたようだ。

九山 道清と鍋島更紗

『更紗秘伝書』ならびに『江頭家系図』によれば慶長三年（一五九八）、鍋島直茂公が朝鮮遠征より帰国するさいに、高麗人十三人を連れ帰ったとの記述がある。「高麗更紗」および「半兵衛更紗」の名でも呼ばれる、「鍋島更紗」の始祖である九山道清もそのうちの一人で、来日当時三十三歳、出身は漢方医として代々続いた家柄で、製薬の技法にもすぐれ、丸散仙という丸薬の製造・販売の特許を得ている。

当時の色付けの手段と言えば、染料（植物系）と顔料（鉱物系）に分けられるが、漢方薬の原料となる薬草と染料となる植物とは、しばしば同一のものであり、道清自身が本草学（薬草学）に明るく、また漢方薬や鍋島更紗の製造に不可欠である染料の原料となる高価な輸入材料が、宗歓のおこなっていた海外貿易により、比較的容易に入手できたことが、鍋島更紗の創始、発展に重要な役割を果たしていたことはいうまでもない。

道清は、小川藤左衛門の娘を妻としたため、二代目七郎左衛門より、小川に姓を改める。小川姓は五代まで続き、娘婿の江口五右衛門が六代目を継ぎ、九代目の兵右衛門が妻の姓、江頭を名乗って分家、「高麗伝来の薬師如来尊像、薬法秘書一切 並 更紗染皆伝」を受け継いでいくことになる。

鍋島更紗は、鍋島藩の庇護のもとに、見本帖（デザインをパターン化したもの）の番号で注文を受け、製造するというような、まことに現代的なシステムをとっており、そのあたりも注目に値するものである。手の込んだ技法のため、一ヶ月に一疋（二反）しか製作できず、参勤交代の土産や、公家などへの献上品として使用されたようで、市場にはほとんど出回らず、現存する更紗は、博物館などでみるしか方法がないが、その端然とした格調高い文様は、鍋島藩窯の色鍋島や、鍋島緞通にも用いられ、更紗、陶器、緞通がその文様において共通性があるというのは注目すべき点である。

高麗人とやきもの

『葉隠聞書』や前出の『由緒書』によると、前述の征韓遠征よりの帰国のさい、宗歓は主君直茂公の命を受け、南京細工方巧者（陶工）を六～八人連れ帰り、陶器の製造にも着手したと記されている。

当初、窯は、佐賀の北、金立熊山（現 金立町大門）に開かれたが、陶土に恵まれず、目的としていた磁器の製造ができなかったようで、その後良質の陶土を求め、窯は多久邑、伊万里藤河内山（現 伊万里松浦町）、そして有田泉山での良質陶土の発見、日本で最初の磁器の製造へと移っていくのである。

金立熊山に、相対するように、二基の石碑が現存している。一基は、異国の地日本で、目的を果たせずに他界した名もない陶工の墓であり、もう一基は、道清がつくった自らの逆修碑（生前に死後の安楽を願って建てる碑）といわれている。

道清は、鉱物に対する知識も豊富で、陶器の絵付け用絵の具の製造に当然のことながら貢献したであろうし、更紗文様自体が鍋島藩窯の古い皿などに絵付けされていることなどは、道清がやきものと深く関係していたことがうかがえる証拠でもあろう。

鍋島更紗見本帖（一部）

成富兵庫茂安と鍋島藩総合開発

鍋島直茂は、戦国時代も末期になると、徳川体制への移行を見抜き、戦乱のない時代への体質づくりを考え、成富兵庫の下に藩の総合開発を実行させている。つまり、今後はいくさにおける領土の拡大による出来高石数の増加は見込めまいと判断したのである。そこで登場するこの総合開発は、治水・干拓事業による新田開発、植樹事業、塩田造成による製塩事業、陶器、製薬、更紗等の振興であった。

とくに、製塩は、陶器の製造過程で必要不可欠な苦塩（にがり）を安定的に、しかも安価に供給するために必要であり、慶長三年（一五九八）より伊万里長浜ではじまった藩の製塩事業に果たした高麗人の貢献は多大なものがある。

このような鍋島藩総合開発計画の立案には、宗歓の事業家として経世の才能や、またその実現のためには道清の知識と技術にあずかるところが大きく、鍋島藩としても、前述のように、破格の待遇にて重用したのもうなずけるものである。

鏡圓寺と唐人神社

抜群の功績と功労で、これといって不自由なく暮らしていた宗歓も、並みの人間同様、一度は郷里に帰りたいという望郷の念を抑えることができず、毎日、霊峰天山の彼方はるか故国高麗に思いをはせ、合掌したという。宗歓は、明暦元年（一六五五）、享年九十六歳で他界するが、唐人町、井手勝次商店と末次タイヤのあいだにあった宗歓碑を、昭和三十年七月十五日道路拡張のために、時を同じくして落成式を迎える事になった唐人町会館の前に移し、唐人神社として、以後毎年七月十五日に唐人神社祭を行うに至っている。

鏡圓寺（浄土宗）は寛永三年（一六二六）正月十一日、鍋島勝茂公の姫付老女、秀島源右衛門の母（法名 鏡圓）の願いで建てられている。『**鏡圓寺縁起**』によれば、当時の唐人町には数十人の高麗人が居住していたようで、寛永十四年（一六三七）の島原の乱以降は、宗門改めが特に厳しく行われるようになり、高麗人にも帰依する仏寺が必要になったため建設されたとのことである。むろん、李 宗歓（川崎）一族、および 九山 道清-天保四年（一六四七年）没 享年八十歳の菩提寺である。

最後に、宗歓や道清の出身地、唐人町における居宅（宗歓の居宅は、現吉村家、佐星醤油敷地内にあったという説もある）、および宗歓堀（現存せず）等、不明点も多数あり、専門家の調査をまちたいと思う。

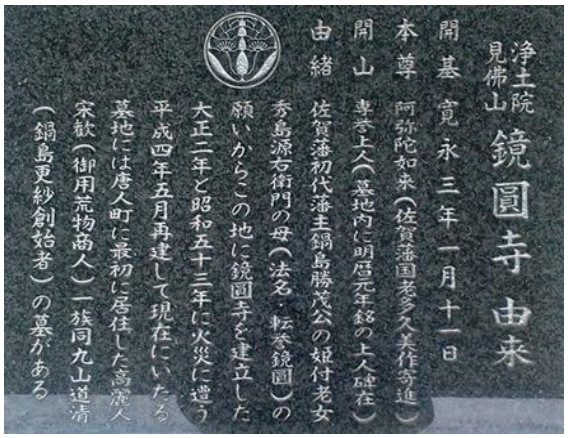

唐人町

鍋島更紗秘伝書
佐賀県立博物館目録より
江戸後期 19C世紀

李宗歡（法名 了喜宗歡信士）の墓石

九山道清の墓石

更紗と李九山

【技術史からみた日本と朝鮮】安部桂司「季刊三千里」第17号-1979年）２００６／６／２３

（一）

秀吉は日本の着物スタイルを確立させた大きな功労者だったと、今和次郎氏が『服装史』（ドメス出版）のなかで書いている。これをはじめて読んだとき、これはいったいどういうことなのだろうかと驚かずにいられなかった。秀吉といえば、何はともあれ戦国の日本を統一したのだから、太閤検地のように着物についても、新しく発案したのであろうか。それとも秀吉の朝鮮侵略に何か鍵があるのだろうか。私はこの疑問を解くため、織物や服装に関する文献にあたっていくうちに、それらしい手がかりが得られた。まず、内田星美氏の『日本紡織技術の歴史』によれば、「豊臣秀吉の朝鮮征伐によって、当時すでに中国から朝鮮全土にひろがっていた綿花栽培の技術と綿種が日本に伝えられ、ひろく日本全国の農村に栽培されるようになった」とあり、村上信彦氏の『服装の歴史』には「けっきょく木綿をきるようになってからの小袖をキモノと言うようである。」とある。この両書の記述をあわせて自分なりに推し測ると、今和次郎氏がいうところの、帯一本でとめた着流しのワンピースという日本の着物スタイルを確立させたのは秀吉だという背景には、日本への木綿の伝来があるらしいということに気づくようになった。木綿は朝鮮から伝わった。そのいきさつについて、金柄夏氏の『李朝前期対日貿易研究』はこう述べている。

「日本の綿業成立時期に関しては、未だに定説がないが、今までの研究成果によれば大体、我国より一世紀ないし二世紀程度遅れており、種子も我国より伝わったとみられる。日本の中世では木綿を一般的に『モンメン』といった。『モクメン』でも『モメン』でもない点に注目すれば、朝鮮語の発音と類似していることがわかる。後にくわしく述べるが、日本が我国から多量の綿布を輸入し、種子も我国より伝わったように、日本の綿業は我国と一番密接なる関係にあって、我国の影響下に成立したと考えられる。」ここに「我国」とあるのはもちろん朝鮮を指す。そして、文中に「我国より一世紀ないし二世紀程度遅れて」からとあるのは、高麗の使臣として元に遣わされた女益漸が綿の種子を持ち帰ったのが一三六三年であるから、それから一～二世紀たって日本へ種子が伝わったということを意味する。綿の種子が朝鮮より伝わったことは、明治になって調査された四十種以上の綿種が全部朝鮮種の変化、日本の風土に適応するように改良されたものであることでもわかる。ここに、一八七八年に記録された**綿種の名称**を列記しておく。

神楽棉、佐利棉、多田棉、河内牡丹、大棉、小棉、麻棉、煙草棉、楓樹棉、青棉、篠棉、野良棉、サフソウ、八寸黄花、今七兵衛、権九郎、和泉イノコ、猿の耳、鉄砲、ハメ、大朝鮮、小朝鮮、オゴロ、蝶黒、備中ころ、早ワセ、阿波、土佐早稲ころ、茶棉、馬鹿棉、森岡、虫不知、清七、青駒、赤雌蝶、雄蝶、新田、大房コマキ、羅紗、大木、晩種青木、白チョク、枝ブリ（中原虎男著『織物雑考』より）

「大朝鮮」とか「小朝鮮」という綿花がどのようなものであったか、それを今知ることはできない。それというのも、明治の産業革命の進行過程で、海外から安価な綿花を買入れ、綿製品を輸出するという経済政策が取られたため、国内の綿作は切捨てられていったからである。本誌の前号で鄭敬謨氏が朝鮮での綿業の起りについてのエピソードを紹介しているが、日本においては、そのようなエピソードを聞かない。

日本での綿布の使用は、朝鮮貿易に始まる。十五世紀後半の記録に「文綿」（モンメン）と出ており、『岩波古語辞典』には「もんめん、『もめん』の古形」とある。中村栄孝氏の『朝鮮』（吉川弘文館）によれば、十五世紀の中ごろ、年間数万匹から十数万匹の綿布が輸入され、「もんめん」「そうめん」などの名で、高級な衣料として公家や武家の間で珍重されたという。当然のことながら、そのうち木綿の栽培法を学んだであろう。日本での木綿栽培の始まりは、黒川真頼の『工芸志料』にみえる「天文年間（一五三～五五）とするのが一般的である。が、角山幸洋氏は明応・永正摩木綿布という。本邦に於て木綿布を織ること、此に始まる」の天文年間薩摩の織工、木綿糸を以って布を織る。是を薩

年間（一四九二～一五二〇）に、三河で木綿栽培が行たわれ、綿布に織成されて奈良の市場に送られて販売されていたと、その著作『日本染織発達史』のなかで主張している。いずれにしろ善隣外交のつづいた室町時代に木綿の栽培法を学んだことは動かない。しかし、その普及はもっと後のこと、新たな技術者の来日を待たねばならなかった。私は『工芸志料』の次の記述を重視したいのである。

「慶長年間肥前の織工、木綿布及び畔織（うねおり）の木もめん綿布を製す、並に長崎木綿布という。既にして豊後、肥後の織工も亦木綿布を織出し、京師の織工も亦これを製し、且つ柳条木綿布（しまもめん）を織出す。木綿布は寒を禦ぐに甚だ宜し、世人因りて木綿布を用いること漸く多し。従来の布類（楮布、麻布、苧布、葛布、貲布（さよみ）等皆従来の布なり）、為めに漸く減ず」

この引用に明らかなように、慶長年間（一五九六～一六一五）に肥前の織工が木綿布を製するようになってから、「従来の布類、為めに漸く減ず」るようになったのである。つまり日本人の衣生活の上で一大革命をもたらしたのである。この慶長年間であるが、慶長二年（一五九七）に日本の豊臣秀吉軍は朝鮮へ再度の侵略をしている。今度は前の文禄年間の侵略と違って、ソウルを目ざさずに慶尚道と朝鮮の穀倉である湖南平野を荒しまわっている。慶尚道の南部と湖南平野は有数の木綿栽培地帯でもあった。出兵した日本軍の中で兵員数は肥前の鍋島が中国地方の毛利に次いで多い。そして肥前の鍋島は多数の朝鮮人を強制連行してくるのである。そこで、さきに引用した内田星美氏が、朝鮮全土にひろがっていた綿花栽培の技術と綿種が秀吉の〝朝鮮征伐〟の結果として日本に伝えられたと書いたのは、こうした点に注目したからであろう。

（二）

日本を代表する染めものといえば友禅染めであろう。友禅染めは十七世紀末に宮崎友禅斎によって創始されたといわれている。世界で最も華麗なこの絵文様染めは、更紗染めの影響を受けたといわれる。**角山幸洋氏は**、江戸時代以降の日本の染色技法は更紗染めの技法に学ぶことが多かったと、その『**日本染織発達史』のなかで述べている。**

しかし、日本での更紗染めは天明年間（一七八七～八八）に作り出されたが、友禅染めはそれをさかのぼること百年まえに存在していたので、更紗染めの影響のもとに友禅染めが生まれたという説は否定せざるをえないと、浦野理一氏は主張している。が、**佐賀県立博物館に保管されている更紗技法の秘伝書には、慶長年間に鍋島直茂が強制連行してきた李九山によって始められたとある**のである。やはり友禅染めは更紗染めの技法を学んで発展したとする角山幸洋氏などの説を、私は取りたい。更紗といえば、インド更紗とかジャワ更紗が有名である。李九山が肥前の佐賀で始めた更紗は当初朝鮮更紗とよばれていたが、今は鍋島更紗といわれている。この更紗は一言にしていえば、金巾に捺染したものである。「捺染」とは「布地に模様を印刷する染色方法」と『岩波国語辞典』にある。そして、同辞典に「金巾」（かなきん）は「かたくよった細い綿糸で、目をかたく薄地に織った布」と出ている。つまり木綿布に模様を印刷したものが「更紗」なのである。慶長年間に肥前で李九山が、木綿布に模様を印刷する染色技法、すなわち「朝鮮更紗」を創始したということと、**『工芸志料』**に「慶長年間肥前の織工」が木綿布を製した、ということを重ね合わせると、そこに浮かびあがるのは、朝鮮から日本への木綿（モンメン）の伝来の実態である。**私が李九山のことを知ったのは、鈴田照次氏の『染織の旅』（芸艸堂）を読んでから**である。鍋島更紗は明治に入って藩政が廃止されるとともに衰微し、途絶えた。

鈴田照次氏は一九六〇年代からそれの復元に取り組んだ人として知られている。鈴田氏は『染織の旅』の中で、有田焼と共に佐賀藩の特産物として著名であった「朝鮮更紗」の由来について、こう書いている。

「慶長三年(1598)、鍋島直茂公が朝鮮から凱旋の折、朝鮮人十数人を連れて帰国、当時の城下の一部、唐人町土橋附近に居住させていた。唐人町の名はそれから起ったといわれている。それらの朝鮮人の中に李九山というのがいて、医薬、織物などの事に精通していて、更紗の製法を伝えたという。これを朝鮮更紗と称して好評を博し、佐賀の特産として奨励されたといわれる」

私はここに出てくる唐人町という地名に注目するのである。現在の佐賀市唐人町は国鉄佐賀駅から真南の城に至る佐賀市のメインストリートの西側が一丁目、東側が二丁目になっている。二丁目はかつては寺町であったそうだが、『佐賀県史』によれば、一七九八年の幕府巡検使への答申に、佐賀の城下町の名称が三十三町あって、その中に「唐人町」と「唐人新町」の町名があるという。江戸時代の佐賀城下に於て、かなりの比重を占めていたことが、この二つの町名でわかる。こんな話がある。後世佐賀の代名詞的存在となった『葉隠』の山本常朝は生まれつき虚弱だったので、父親は世間の風にあたって人なれするようにと、唐人町の出橋までたびたび使いにやったという(滝口康彦『葉隠のふるさと』創元社)。しかし私は、山本常朝が虚弱だったからたびたび唐人町へ使いにやらされたということよりも、世間の風にあてられ、人なれするように、という意味の方を重視したい。それというのも当時の唐人町は、今でいえば東京の六本木、明治・大正の横浜元町あたりの雰囲気をただよわせていたであろうと想像されるからである。

唐人町の成立について『佐賀県の歴史散歩』は、文禄・慶長の朝鮮侵略に従軍して道案内をつとめた李宗歓の居住地に唐人町の名称をつけた、という説を紹介している。が、『肥前陶磁史考』の著者の中島浩気氏は、李宗歓一人のために命名されたということに疑問を呈し、こう書いている。

「唐人町、征韓の際、我鍋島軍に従ひ来りし韓人の一団にして、佐嘉城下に来りし者百八十人と云ひ……此際多くの韓人達は、日本軍の為めに道案内をなし、或は糧秣の補給、其他の便宜を与へしものなるが、蓋し自ら好んで成せしにあらず、多くは我軍に威嚇されて、止むを得ず従ひしものであらう。出時佐嘉へ帰化せし韓人中には医道に造詣ある林一徳、林栄久父子があり又子孫は蓮池藩に仕へし竹鳩があり、或は医薬に精通せし九山道清なる者ありて、後庄左工門と改め、城下に於て半兵衛更紗を織出したのである。　中に直茂が、晋城より連帰りし少年の、後に能書家となりし洪浩然(同韓人浄珍と共に明暦三年藩主勝茂に殉死したなども、其一人であった。其他行李工あり、飴工あり、織工ありて…」

長いが重要なので引用した。ここに「九山道清」とあるのは李九山のことであり、当初は製作者の名を取って「道清更紗」と呼ばれてもいたが、後世になっての製作者名を取って「半兵衛更紗」と呼ばれた時期もあったという。ところでここでは、洪浩然が「能書家」と記されているだけで、彼が儒者として鍋島藩政の確立に尽力したことは、ふれられていない。それはおくとして、この引用の最後に登場する「織工ありて」が、何を意味するかを、さらにつっこんでみると、次のような事実が出てくる。

『佐賀市史』に、「佐賀緞通 ― 名を鍋島緞通と称して、長崎より当地に移住して来た韓人より伝ふるところの織物だと云ふ」とあるが、「緞通」とは、敷物中の最高級品をいい、世界的にはペルシャ緞通が有名である。天津緞通も広く知られており、日本では堺緞通が有名である。この堺緞通は天保二年(一八三二)に堺区東之町糸物商の藤本左右衛門が、鍋島緞通を参考にして始めたという。鈴田照次氏は先に引用した著作のなかで、鍋島緞通の「打ち込み」という技法は天津緞通よりも北京緞通に似ているが「中国や中近東では、毛、絹等の材料が主であるが、鍋島の場合は、木綿という所に特徴がある」と、指摘している。鍋島緞通の材料が木綿であることと、唐人町に「織工ありて」ということ、さらに『工芸志料』に「慶長年間肥前の織工」が木綿布を製したとあるのを重ね合わせると、そこに浮かびあがるのはやはり朝鮮からの緞通伝

来の実像である。

（三）

椎田町会議員田原哲夫氏の車で、金達寿氏と佐賀平野のカチガラスを追ったのは、もうかれこれ十年近く前のことである。天然記念物として保護されているこの鵲は、佐賀藩祖の鍋島直茂が朝鮮で「佐賀勢の勝利を祝って”カチカチ”鳴いたので、瑞鳥として持ち帰った」とされている（**『佐賀県の歴史』**）。カチガラスはそこからきた名称ということだが、私は朝鮮語で鵲を「カチ」ということに注目したい。鵲は朝鮮農民に益鳥として愛されたとされるが、カチガラス・鵲はどうして江戸時代の佐賀平野の農民にも愛されたのだろうか。

話は横道にそれるようだが、綿の栽培が佐賀平野で進むのは、有明海の干拓を推し進めた佐賀藩の政策と深い関係があった。干拓された土地は塩分を含んでいて、すぐには水田にならない。そこで、岡山県の児島湾の干拓地でもそうだが、まだ稲作に適さない間は綿作をした。綿は塩分に対してかなり強い作物であるから、干拓による新田開発の初期においては重要な換金作物だったのである。しかし、その栽培には稲作の二倍の肥料を必要とし、日照りの夏は頻繁な灌水を行たわなければならない、多肥多労な作物である。金肥としては魚肥が一般的であるが、魚の豊庫である有明海がひかえている。そして、佐賀平野には無数のクリークがあって、踏車で揚水されれば、綿畑を充分に潤おす。福岡県の特産品である久留米絣は佐賀平野の綿作を背景として成立した産業である。

ところで綿の栽培には、害虫の駆除という難事がつきまとっていた。たとえば、東アジア原産といわれる「ワタアカミムシ」という害虫は、種子を食害し、品質および収量を落す。しかし、カチガラスは虫類を捕食する。李朝の朝鮮農民にカチガラスが愛されたことと綿作とが関係あると考えれば、佐賀平野の農民にそれが瑞鳥として、あがめられさえしたことがわかる。

（四）

更紗は、しゅむろ染めと呼ばれた時代もあり、しゅむろがシャム・タイを意味することでもわかるように、室町時代末期から栄えた南方交易によって日本に入ってきた。しかし、これまで述べてきたように、染織技術として日本に入ってくるのは朝鮮からであった。鍋島更紗が朝鮮更紗と呼ばれていた時期があったことからもわかるように、更紗染めの染織技術は朝鮮から伝来した技術である。それは木綿文化の一環としてもたらされた。では、一見南方系にみえる模様なのに、どうして更紗染めの技法を、朝鮮のそれといえるのだろうか。

ジャワ更紗の染織技法をみると、木綿地にバティック(蝋染)しており、特徴としては蝋防染の用具を使い、銅製の文様型を用いている。ところが鈴田照次氏は、鍋島更紗はインド更紗の木版染色と共通した手法だといい、「だいたい十五～三十センチ程度の版木の紐合せ摺りで、その繰り返しが、判じ難いほど精巧をきわめて」(加固義也)「よみがえった鍋島更紗」、『更紗』泰流社)いると、説明している。この説明中の版木の組合せ摺りという技法は、活字印刷―活版の技法に通ずるものである。

矢作勝美氏が説くように「朝鮮の活字印刷の方法は日本の印刷文化に決定的に影響をもたらした」(「朝鮮活字の渡来と定着」、**『日本のなかの朝鮮文化』**一九号)。つまり、日本の印刷技術は、秀吉以前は一枚板の木版印刷であった。つまり、秀吉以前の木版印刷の技術と、版木の

組合せ摺りという技術には大きな段差があるのである。秀吉の時代に渡来し、定着した朝鮮の活字印刷の技術は、一つ一つ活字を組合せて刷る活版印刷であって、それは鍋島更紗のそれと通ずるものであった。印刷するのが、紙と木綿布の違いがあるにすぎないといってよいのである。だからであろう、朝鮮では容易に更紗染めの技法を受容しているのは。日本は南方から交易品として入るのを、消費するのみであった。

洪以燮の『朝鮮科学史』によれば、「地方民家から各種の織物が生産されると同時に、宮廷には尚衣院の綾羅匠百五を筆頭に合絲匠、青染匠、紅染、各十、錬絲匠七十五、紡織匠二十の配置に伴ふ各種染織が督励された」とあって、李朝の染織工芸に対する手厚い保護がわかる。だから、南方からめずらしい染織が渡来しても、すぐに国家レベルで受容できたのだろうと思われる。そして、日本における木綿（モンメン）布に印刷する技術、更紗染めの技法もまた、「活字印刷」と同じく朝鮮からそれをつくる人を連行してきたからであった。鍋島更紗の模様がインド風であったのは、日本からの南方文化へのあこがれであったばかりでなく、朝鮮からみる南方文化へのあこがれの表現であったともいえるだろう。

佐賀平野の農家にはコ字型に棟をとった草葺が多かったという。「くど造り」といわれているが、朝鮮の民家と関連する造りである。それに、佐賀県下には面浮立という「朝鮮の仮面舞踏をとり入れ、その曲目にも朝鮮の地名が入っている」（**『図説佐賀県の歴史と文化』**）のが、伝承されている。綿花の栽培、カチガラス、くど造りの農家、面浮立とならべて気付くのは、李朝農民の日常生活との類似性である。佐賀平野には李朝の文化がセットされて存在していたと、いってよいだろう。佐賀藩を支えた李朝文化は大きく近世の日本文化に影響を与えた。そのひとつに更紗があった。

この更紗の染色技術を日本に伝えた**李九山は慶安四年（一六五一）七月二十日に世を去ったという。彼の墓碑は、佐賀市唐人町一丁目の鏡円寺にあるとのことだが**、私はまだ参っていない。

（あべ・けいじ　技術史研究者）

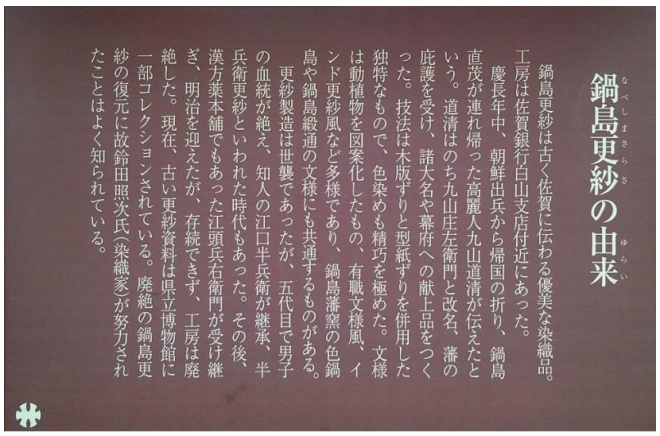

佐賀銀行が旧白山支店跡に設置した案内

金立山の麓に立つこの二基の石碑は、近世、朝鮮人によって立てられたものである。一基には、「暁月禅定門、寛永五年戊辰九月初五日」とあり、別の一基には、「逆修、朝鮮国工政大王之孫金公之（立石）」「道清禅定門、寛永六年己巳八月日」「妻女同国金氏妙清禅定尼、八月日」とある。それぞれ寛永五年（一六二八）、同6年に建立されたことがわかる。「逆修」とは、生前にあらかじめ死後の冥福を祈ることを意味する。また、寛永六年碑にみえる「道清」は、鍋島更紗の創始者「九山道清」（朝鮮人）の名と一致しており、両者が同一人物である可能性が指摘されているが、明証はない。『葉隠聞書』第三には、「有田皿山は直茂公高麗国より御帰朝の時、日本の宝になさるべくと候て、焼物上手頭六七人召し連れられ候。金立山に召し置かれ、焼物仕り候。その後伊万里の内、藤の河内山に罷り移り、焼物仕り候。それより日本人見習ひ、伊万里・有田方々に罷り成り候由。」とあり、この地の付近で、朝鮮人陶工団により、陶磁が焼かれていたことが確認され、この碑との関連が推測される。なお、碑が立つ場所は、横穴式石室を有する円墳であるが、現在ではいちじるしく崩壊している。〔以上、佐賀県教育庁社会教育課『佐賀県の遺跡』佐賀県教育委員会・一九六四、「案内板」を参照〕

寛永五年○

○曉月淨雲禪定門○位

九月 初五日

○逆修朝鮮国工政大王之孫金公之 立石

妻女同国金氏妙清禪定尼

八月日

道清禪定門

寛永六年天己巳

天保十三年

御用唐人町荒物唐物屋職取出帳

寅六月

唐人町

荒物屋勘四郎

唐人町所用荒物唐物及織反地物決算之通

一元祖宗歓俗性道名越宗歓法刑し高麗国刺史達賢子孫与称す

竹庵と陸川崎と中所し尼三文と孫武と

孫大内西屋十五年春三月中旬家族を引率し海陸に

捕漁ス俄に大風吹起り之漁船海中に漂流

ス幾日既に食尽テ飢テ居死寸時天道し助を

得一大鯨船に危迫し是以テ飢を扶ケ万里し怪

浪を経て筑前国黒崎し浦に上陸七人漂着ス所し

漁夫多来て粥を食揚陸食と与へ抱ス倒危

難を逃仍て不し長宰宦府に訴宦府哀憐保して

衣食を賜り長寧し別業止宿せむ事毋戒家
族疾疫を防段死亡の家数多殘りて悲歎紅涙流
漁夫が為慰に或時網を張或時釣を垂し勞を
慰せむ事毋干時日本天正十五年辛卯秋夫太閤
中若第丹波の太守府に京師一に身し主第
を形に此時紀州に寺毫造寺し紀御毫造寺
七堂伽藍家晴條成富士大義尉兵衛條の臺
場の海路し御の乘船煙慌し終束拝手庵西用
水を庵言官府に届し上仕奴を造海水晴條
所殷以石垣衣服兵の扇子が為仕載毛氏

遂令警備　直茂條々の内通を作法を定し
蒙上意千度　上々條方にて　而内條部を
存ぜず又陸々の者條方を尾張に成則仕
人間別段上々に成何方條し時義弘部人
に仰付而後に子孫近々に家に為後に尾張
に不知不見に仕義仕ず
直茂條方　石田治部部八角尾し慶陸峡男人
民に仕弱に外所民に大国中上に処於本国又
妻子に仕又他国し定者に代に国民に有
出に志田年世に出妻子に尾張に出出遠に海

悔ヒ信憑流シ来リ合シ殺ヲ以テ日本帝国国体ヲ
毒シ之ヲ以テ我ガ帝国ノ民ヲ欺瞞シ
又新ニ如是ノ暴挙ヲ逞シ以テ将軍大閤
殿下ノ御名ヲ僭称シ遂ニ作ル所ノ為ニ一列ノ之ヲ
蒙ル作ル所ノ悪逆ノ重罪ノ到底ヲ以テ革命ニ
依リ絶ヲ為ス所ノ庵主俊生国津利ノ右ノ者ノ
地位ヲ用ヒ工ヲ間敵ヲ一ノ軍津ノ俊ノ殺ノ底
上地身命ヲ以テ公ノ為ニ振ノ上ノ
一族ノ保長ヲ以テ作ル所ノ業ノ之ヲ絶ノ右ノ活ノ
刑ニ処ス

一元後毎年軍議を開き書席より武士の
輩不忠の処を糾明し和田新八を遣し
之を伐国の諸家毎年和田
[illegible]
遣し山川峠地の住人巨細上聞
[illegible]
別本諸家の伝に依て
[illegible]
[illegible]
宗教の名を五名と名字を川崎佐藤と名乗
[illegible]

一聖文孫元年辰二月朔日新羅の使を遣貢
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同胃下旬紅毛船壱小海城竹島に[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右ハ任中所用ヲ以テ公ニ此時ノ酒敵ハ或ハ高人
ノ所ノ敵シ場因ハ君人敵シ軍意陣場毎事
ヲ報ズ其事不正信
所ヲ拵取ハ被抱身命ヲ以テ勇勵ハ事
一文祿三甲辰有大閤御示ヲ以テ下到ル日本ヲ以テ諸
軍勢一ヲ以テ以帰ハ地ヲ所領仕長帰ハ
明後侵方ハ永陣ヲ以テ極ル強ク疾来ル所ノ
所ヲ以テ所ノ一ヲ以テ陣ヲ以テ所ノ内ノ事ヲ
一文祿元丙申大明日本ノ和後ヲ問ヲ重ヲ大軍
勢ヲ以テ多勢ヲ

直茂様ゟ之先ニ勝茂様御退之以下六日十月廿日
伊予守殿之御取合者御肴ニ而候とて家督被成候
然ニ御身内ニ而随分精を入家公江被抗ニ
御奉公ニ御精中上御供ニ御座候事
隣国下ニ而御越合共長ニ丁而在陣之節御帰陣
以後茂為御登城御作島居申候城ニ而大坂々
一直茂様ニ而御進ニ付御帰陣ニ而同二月大閤
様ゟ御朱印之御拝領同七月於御作島居申候ニ
相済候
御父子様 御對顔ニ而直ニ家督之段被仰渡候家督被仰

以為[illegible]　義孫公[illegible]忠義神妙[illegible]
[illegible]
孝敬之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一宗[illegible]元年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

西寇到時兵振し西夷之情
仰真書振以作唐律加羅山蔚山之外不
安到し仰給方と思入存分之事仕候
段之譲と中衣衣庫裏若用仕方被聞し為
人と見之事智不足之保治家し間人数多
切実者之方ハ九月末城攻し民城中思入
形之如大将し大将軍李弱冠公之答情中
安分数之事知ハ申し書答被被
夫訊禁獄及暫家時院之仰実お宅ハ
内と承り分也之仕場方之事秋限球之夫文書

[illegible]

一大閤殿下御病氣ニ付而御[illegible]長三位中納言[illegible]

[illegible]

一[illegible]長[illegible]月[illegible]

[illegible]

[illegible]

所辨を唐人所と云所に下り扶持十人
扶持 ろう持
領新部屋住中諸所勤物細細所者例を以内
外の用荒物帳面一年に細所用度減一人宛
相退る除扶持減ず繁業の振 所にて
不時情に書元 所持参上 所六を以 ろう
唐書冥加至極に存ぶ者
附所号唐人所と云附作元 作り 俗宗教俗言葉
唐言葉新部屋 別 壹兵衛 思義 俗永年お家しい
通弥之助 賢 重 長 新兵衛 作 作下 所
乞性 同人 振 言 所 記 年 下 作 又 正 元 所 重 勤

所作事共に乃慥に用ゐ物相候に作付ケ先例と八
キヒしやうを第七代と乃然に迚に作付ケ
一前と書載し通キヒしやうの第七代乃然御陶器
製作候に付ケ書ケ上ケ候に付迚に迚に焼付
候ハ候ケ所内と宗教に乃ケ所に焼付と上ル に
国産陶山に仕ケ加賀に乃異上に依ケ者細
工方切者し者共在ケ上ケ候ハ人日本橋本永住
陶山宗創候に焼付と中絵と迚焼付ケ不ケ山し

武蔵仕候ニ付四四山三五一し細工之者ハ
茅原ニ而五十一し所宝蔵と名付候者ハ
茅ハ
お無山ハ茅中ハ右直角山ハ白三し之ハ
宗教家ハ細工人迄ハ
加ハ所田拾し宝冷水し上陸奥国
伏之ハ世長十六年之年荒物技物一蔵宝
以作物之者中ハ解生ハ
中承ハし下戒ハ
能真加ハ
所下し御黒門ハ別所扶持方し

而間屋職を為一職と申お達候事

一二代目川崎助右衛門寛永十五丑年京都嶋原切利
支丹宗門伝代ニ到候事数ヶ度越前守殿
作右衛門陸奥越後方ヘ射出候矢狗ニ立候
時京陸信中ニ京都奉行京陸ニ矢崎物命仕
候事用し麻苧同縄苧延之外一切用ヒ不申
候ニ付網問屋お出候ハ京陸お出候不快お
接候者物命仕候者倒と成候ハ京陸と成候
角ニ京陸お成候ニ付根平今持候
事不申

一旅行城内観光所見以為作業奨励之
為用領事館令出文化四年九月之報
告路方比之相見之形如元ノ方法使用之
様子所見之如之現相見以作業所時
お元ノ方約束不抵尤時前相違御使ふ以
見出所之通知成乃相見所之
附記代稼法又教し業所之報告如條
方相見以作業所又年始来之通報相見
以後之用法相違仕様如條之者例と以て
きとしやう法業上業所見云代用動買

庄屋年寄三人ニ而名主ニ成自麻
ヶ谷ハ代官ニ成ル此三人ハ名主名代
ハ義ヲ以ル 所用ハ年ヲ
一所巡見所上使ヲ下ル刻ニ法用ニ不法ハ
百姓所ハ中間迄ハ新代ニ以ル 代官年ヲ
ヲ人百姓ヲ故武人前ニ旅銭銀用仕ル
所用ハ長持入但ハ持ヲ長持ニ稗俵物ヲ以
お持夫八人ヲ名主年ヲ
附宝政元年ヲ下ル刻ヲ七代目動ヲ
改ル 作ル
法ニ法用ハ

天保九戊午年十月下旬

一長崎ニ仕地ニ家ヲ築ク事ハ作法無用ニ付又ハ方

一通ヲ以家ヲ築ク事ハ

一文化十四丁丑　松平所神社所有無之候　以

作法ハ長代ニ堂ヲ築ク所ニ為其地度

ニ付自水所ヲ築ク、作ヲ新ニ処ニ西ニ作法後

見境動ヲ作ヲ築ク弘ヲ為ヲ分論ヲ所所

作地ニ付ヲ為ヲ長ヲ時ニ所西ニ上ヲ無ヲ

若ヲ水所奉ヲ築ヲ新ヲ又ヲ地ニ作ヲ長ヲ

右ニ西ニ上ヲ不ヲ

明治二年辛巳月九日於本宅地震或
所之被怪之事後宗教家
中之事如何之事
此地震之後之
所之事
明書之外一番
地震之後
地震之後

万性失意残念ニ存ス依テ代道殊仕来
所用尾藏及使ヲ外ニ其庭番ヲ差遣
ヒ此度相済ス様ニ所存ヲ以テ家老用尾藏ヲ勤
務ス一統ニ存ス事及使ヲ不ル大図書為
如何ニ存ス

一直義様御通　勝義様御通　主外様ヲ宗歓ヲ以テ
下ス　印書ノ武筋三紙　其外領ス華威殿主
為　敬方思ノ懐中仕ル　九寸
五分

一鞘　菊ニ葵　殿ス殿ス　三ツ　銘　舞ヲ持ル　主宗伝
如何ス性失仕ル事

一鉄鍋所作所背違之儀　八幡社　天満宮
守護代之ゝ為　相伝所守一揆　右日野
一相領之所上下所衆中之儀又上下係所者老係
方々相領仕来之被服其所者之外法不
長如一揆右同断
一喜兵衛係所所用荒物屋物屋酒屋所古例之
代々仕来之
上之　右時係之書元　所存義之
所下之所書之儀　下之係　所書之儀
右同断

一[illegible]書[illegible]候ハ[illegible]刷抜し清浸[illegible]を見[illegible]
[illegible]
切抜し利[illegible]候[illegible]
[illegible]紙ハ[illegible]仕[illegible]
[illegible]
[illegible]
一宗教[illegible]
[illegible]
一宗教[illegible]
仕[illegible]

右之通差出ニ上

天保十亥年

亥六月

開荒物屋

勘兵衛

御用唐人町荒物唐物屋職御由緒之次第左の通

一、元祖宗歓儀（姓は達名は越字は宗歓吉州の刺史達賢の子半弓を能す）高麗國竹浦の陸川崎と申所の産に而文を學武を練（大明萬歴十五年「我天正十五年」）春三月中旬家族を引率し海浜に遊漁す俄に大風高波起り立漁船洋中吹流漂事幾日既に食尽飢て為死干時天道の助を得一小鯨船に飛込み是以て飢を扶け万里の波濤を凌ぎ終に筑前黒崎の浜に主従七人漂着す所の漁夫集合して頗に令揚陸食を与え介抱す漸危難を逃れ仍而所の長宰官尉に訴官尉哀痛ウ深かく／衣食を賜り長宰の別業に止宿せしむ其内親戚家族疾を請段々死亡す宗歓独り残りて悲嘆紅涙に沈む漁夫等為慰の或時は網を張或時は釣を垂れ鬱方を散ぜし む于時日本天正十九年辛卯漁夫太蔵と申者案内に而大宰府に参籠して身の無事を祈る此時肥州の太守龍造寺の御親郷龍造寺七郎左エ門家晴様成富十右エ門尉茂安様御登阪御帰路の砌御参詣漂流の始末粗御聞届御用有之由に而官尉御届の上佐嘉御連帰家晴様御舘被召置衣服並扇子等被為頂戴頓而被召／連御登城直茂様へ御目見被仰付御懇の蒙上意其後上々様方被為御目渡雛有奉存候且又段々御家老様方御屋敷へ御介副御役人御附副罷上り候処何方様も珍敷朝鮮人と被仰御面談御手許近く被召寄候而種々御饗応被下物等色々頂戴仕候然末直茂様被為召御直朝鮮八箇道の海陸嶮易人民

の強弱其外御尋に付差図申上候処於本國父母妻子あり哉又帰国の望有哉御問尋に付有因忍夫而慈母早世仕末妻子の養無夢仕候且遥に洋海を隔漂流の某帰郷の期難斗日本神國因縁有之と相見候に付願は御慈悲を以御國の民と被成度奉願候処甚御感悦被遊候被仰下りて将軍太閤殿下朝鮮御征伐被仰出加藤清正一列御手先蒙仰候然処異境の淵底御不案内に而御軍議難被御行届某儀生國事別候者に付至彼地諸御用の品々調献第一御軍中の儀不残心底申上抛身命御奉公仕候様追々御勝利の上は一際御褒美可仰付と御意難有御請仕引取候事

一、其後毎々御軍議御座候末席被召出御問尋事等不少候処一々奉申上就中朝鮮八箇道の見取絵図御認候毎日出勤被仰候に付罷出八箇道の山川嶮岨行程其外巨細に奉申上候事

附大小袴着用仕候様被仰候に付家晴様より御大小一腰十右衛門様より御袴為拝領着用出勤仕尤被召抱候に付宗歓姓名在名を名字にして川崎清蔵と名乗候様仰付難有奉存候事

一、翌文禄元壬辰三月朔日朝鮮御陣御首途尤直茂様には三月二十日より御馬廻り斗りに而国一丸御乗船御引揚被遊御登駕宗歓儀御本船御側近く被召寄日夜朝鮮国の振合御乗船の砌も猶又御尋に候不残心底奉申上候に付被遊御感悦候事

附り御首途の節拝領仕候韋威（なめしがわおどし）具足大小帯半弓所持御供仕候

一、同月下旬朝鮮釜山海浦竹島へ御着船慶州道の五大将奉防之依之烈敷御合戦其末竹島と申処へ御放火奉敵者共不残御切捨御手始御軍神御血祭被遊候某王城其外御案内仕於所々御合戦無絶間上様初め御軍勢御血戦絶言語候次第　右御陣中御用の品々不少候所時々調献仕或は商人に相成敵の城内へ忍入敵の軍慮強弱多寡兵糧玉薬等迄依御意掠取日夜抛身差働候事

一、文禄三甲午正月太閤様御朱印到来日本の諸軍勢一先被召帰候由に而御供仕罷帰候事
附諸侯方始永陣に而至極御難渋殊に疾来病死の御向々不少段相聞一先御帰陣被仰此段内々承知仕候

一、文禄五丙申大明日本の和議不調に付里て大軍朝鮮被差越候に付直茂様より御先に勝茂様伏見より御下向同十月二十日伊万里より御出船に付未だ御若年殊に御不案内に付諸御用弁として宗歓儀御供被仰候に付随分精を入御奉公仕候様蒙御意御請申上御供仕候事
附風本（勝本）に而御越年慶長二丁酉正月無御滞御渡海被成慶

尚道金海竹島昌原の城に御入被成候

一、直茂様にも追々被遊御渡海候処同三月太閤様御用に付又々御帰朝同七月始竹島昌原の城に於て御父子様対顔御互に御無事御悦被遊宗歓儀／被為召直茂様より永々忠勤神妙の段被遊御意御茶出御用被仰候依之唐焼のキビシヨウ奉献の候処殊の外御吹聴被成焼物一通製作の御法等委敷御尋に付一々奉申上候処兎角御帰陣の節と被仰残御暇被下候に付御前を引取候事

一、宗歓儀元来高麗の産に而日本朝鮮の言語好く通じ候に付依御意日本衣服に相改彼国の製作衣装を用い商人と御仕立所々の城郭忍入陣中当用の品々売歩行敵方の謀計の次第は不及申軍勢の／多寡剛弱兵糧の多少其外見積り御直に申上候様被仰付唐律（康律か）加羅山蔚山其外所々御合戦の砌敵方に忍入存分見聞仕候得共専朝鮮語と申衣装唐製着用仕候に付彼国の商人被見請咎候者為之併諸家の同人は数多被召捕切害逢候もの不少候尤南京城攻の節城中忍入罷在候処大明の大将軍李移男より被見咎懐中穿鑿逢候処日本の書簡至所持候に付稠敷責訊禁獄及数日不相晴既に可為切害相究り候由内々承り付無是非場合に其夜銀銭壱貫文番／兵へ与え申欺獄屋を抜出御本陣直様被帰候眞に万死を出候段御感悦被遊候事

一、太閤殿下御病気の末御他界被成候由に而慶長三戌十二月御帰陣の刻賊船数百艘奉慕候を御討散御引取同十二月筑前博多へ御着直茂様御登阪に付御供罷在り大阪京都其外に初而見物被仰付難有奉存候事

一、慶長四己亥四月御暇に而直茂様御帰国御供仕罷帰候処唯今住居仕候場所へ居宅仕候様被仰付宗歓唐土の産に付／町号を唐人町と御附被下御扶持（十人御扶持）被為拝領朝鮮御陣中諸用物相調候御吉例を以御内外御用荒物唐物一手に相納御用屋職を以無退転子孫相続致繁栄候様御意の赴家晴様御書取御披露の上御印を以被為戴冥加至極奉存候事

附町号唐人町より御附住居被仰付候儀宗歓儀高麗の産に而朝鮮吾人の刻厚尽忠節仕候儀永末に相顕れ候通難有御賢慮の赴家晴様を以被仰下候に付乍憚御同人様に而御礼奉申上候偖又手始並御参勤／御往来共被為渡御目御酒拝領被仰候に付御っ吉例を以キビシヨウ御茶出代々奉献候通被仰有之候

一、前に書戴候通キビシヨウ御茶出奉献候砌陶器製作の儀御尋に付委奉申上置候処追々被遊御帰陣候段相決候に付御内々宗歓被為召御帰陣の上為御国産陶山御仕立被成度被思召上候依之右細工仕候者密々相機買連帰候道は無之哉と被仰含候に付吉州より西南に当

者窯々相機買連帰候道は無之哉と被仰含候に付吉州より西南に当り金望山と申所へ南京細工方功者の者共罷在候を八人日本渡来永住陶山革創の儀様々申諭し連渡御国所の山々試焼仕終に有田四山三国一の細工土見当り焼立候以来御国第一の御宝産と相成候尤其内一人至熊山相果申候右の通陶山御仕立の基本は宗歓儀朝鮮より細工人連渡候に付日本名産と相成候御由緒の次第御吟味の上珍敷家柄の訳を以慶長十六年辛亥年荒物焼物一職商売被仰付其段市中御触達に相成十四町の別当中承知の印形御取被下置の段々御高恩の程冥加に余り候次第に付其節被為下置候御印の御墨付相副御扶持方の儀は差上地行御用屋職並右一職を以相相続仕候事

一、二代目川崎助右衛門儀寛永十五年戊寅島原切支丹御征伐の刻御軍勢被差越候に付出張被仰付御陣場罷越候所敵方より出候矢胸に立候其時円鏡懐中に在り候故右円鏡に矢当り助命仕御軍用の麻苧同縄蓆莚其外一切御用の品々共に相納御弁相整候尤右円鏡於御陣所焼相捨候由右助命仕候吉例を以手始円鏡の儀乍丸焼相用候嘉例相成居其節の矢の根千今持伝来候事

一、於御城御能御座候節は拝見被為仰候昼飯とも被為拝領成候に付去る文化四年卯九月御能の節跡方比竟拝見奉願候元〆方御役福田

庄蔵様より被御達候は如先規拝見被仰候に付明六ッ時被出元〆方釣合候様尤御時節柄に付昼飯の儀は不差出段御達相成為拝見罷出候事

附御先代様御入部の翌年御能御座候節も如跡方拝見仰付候儲又年始並御参勤御往来と被渡御目御酒拝領仕献上物の儀は吉例を以キビシヨウ御茶出差上来候得共五代目勘四郎代／唐渡無之に付三本入御扇子に被相替其後白麻（麻を原料として抄造せし白紙）に被召成尤轟木の儀は打追三本入御扇子名御披露に而被為御目渡来候事

一、巡見御上使御下向の刻は跡御用の品々諸納方は不及申御領中附廻り勤代々被為仰付来候手代一人召連候へば二人前の旅籠雑用代被渡下儲又御用品長持入組に〆持運候に付長持二棹借物に〆被差出持夫八人出来候事

附寛政元年御下向の刻は七代目勘右衛門へ被付跡方諸御用共相勤候／天保九年戌年御下向の節も跡方の通相勤来候事

一、文化十四丁丑松原御神社御再興の儀被仰出候代々御重恩の家筋に付為冥加唐金の御手水鉢奉献候儀奉願候処其通被仰付後見塘勘平儀奉献候難有奉存候旨諭前々より家筋御由緒の次第毎々御尋に付其時々御達申上置候就中右手水鉢奉献奉願候刻尚又御由緒御尋

に付太図御達申上置候事

附去る寛政七年卯正月九日夜本宅並抱屋敷共類焼に逢抱屋敷の儀は火元近く諸御役所年々御用の品々買込商家に持回罷在候処不図右の出火に付先以本宅は差置抱屋敷の方早速駈付相防ぎ候得共皆以及焼失本宅の儀は火元よりは数軒相隔居候に付取片付猶予仕抱屋敷を重に仕候処俄に風替り本宅へ飛火懸り裏行手狭有之候得共外に運出候向無之無余儀宗歓被為下置候御書其外一番に持出置候処風並悪敷跡御用品並諸道具に火移り猛火烈敷持出置候長持入皆及焼失甚残念千万に奉存候依之数代連続仕来御用屋職及潰候外無御座参り懸に付格段御慈悲を以御拝借御救被下御蔭を以不相替御用屋職相勤罷在難有奉存其節及焼失候品々太図書留相成居分左の通

一、直茂様拾通勝茂様五通其外様より宗歓被為下置候御書〆式拾参紙並拝領の韋威鎧壹両敵方忍入候節懐中仕候九寸五分一鞘並南蛮鐵の鎧三両朝鮮より持渡り重宝仕候事

一、朝鮮御陣御首途の節八幡社天満宮御守錦袋入〆被為拝領候御守掛右同断

一、拝領の御上下に御衣裳に偖又上々様家老様方より拝領仕候御紋

服並御扇子御盃其外諸品々長持一棹右同断

一、直茂様より御用荒物唐物屋職御吉例を以代々被仰候段上意家晴様書取御披露の上御印の御書を以被為下置候御書箱入の儘右同断

一、御由緒書の儀は箱割損じ濡浸有之候へども見当り候に付早速板にひろけ干し立候得共年久敷相成紙切れ損し剝取候儀不相叶に付無余儀其儘写取候併紙ハラく仕飛散文字読兼不行届甚以残念奉存候事

一、宗歓日夜鍛錬仕候半弓並征矢外高麗持渡来候品々右同断

一、宗歓以来持渡来候家財諸道具一切皆以丸焼仕当惑千万奉存候事

右の通に御座候　以上

天保十年寅六月　御用荒物屋勘四郎

浄土院 見佛山 鏡圓寺 縁起

佐賀県立図書館データベース資料請求番号
S複鍋700—08

一、佐賀郡愛敬嶋村之内唐人町　見佛山鏡圓寺
一、田数弐段弐拾五歩半
　　地米弐石三斗八升五合　上納地

一、当寺開基之儀寛永三年正月十一日、高麗人数十人唐人町江住居仰せ付けられ、其節有馬嶋原諸方に邪宗門蜂起の砌、高麗人帰依寺無くて相叶はず当寺相建てられ、浄土宗門に召成され、早速より／家業も相成らざるに付、現米百石居屋敷一ヶ処充下し置かれ、諸方御門下番等仕居り候得共、御城中に参り候儀は悪しく存じ奉り候、右下し置かれ候、米も差上居る所も御物成相調べ申すべく候条、其替永々子孫共迄骸葬の寺地と願い奉り候、鏡圓寺境内一式不調に仰せ付けられ、扨亦泰盛院様御姫様御側に相勤め居り候、老女別して思召深く御扶持等も拝領御重恩の者に候処御直に願い奉り候はじ迚もの御恩賞に何方江成共少分の寺地を／下され候はば御国家安全の御祈禱とも申上げ未来永々の為に仕り度き旨折々申上げ候処聞し召分けられ、幸高麗人共願もこれあり候に付多久美作殿に仰せ付けられ愛敬嶋分の内只今寺地下給右老女転譽鏡圓と申す法名を以て鏡圓寺と寺号、扨て又毘首羯摩の作観音の尊像下絵にて安置長門殿よりも寄進の弥陀の立像其の外御家老よりも寄進の仏像これあり候、右の通御建立の首尾を以て星野惣右衛門／江仰せ付けられ廿五菩薩の尊像并に十王の絵も有り毎歳七月十六日開帳これあるに付警固等迄差出され来り候、其の末開基専譽上人より一二代の程は御免地御座候処に何時頃よりか上納地に相成り、今以て御上納仕り候、田数数弐段弐拾五歩半、地米弐石三斗八升五合にて御座候、尤も高麗人何れも檀那に罷成り今に其の子孫これあり候／

一、古来より御製府相掛け居り候事

一、転譽鏡圓大姉　慶安四卯八月廿八日唐人町秀島源右衛門母親候也

開山 専譽上人　二世 賢譽上人　三世 貞譽上人　四世 松譽上人
五世 演譽上人　六世 法譽上人　七世 湛譽上人　八世 厭譽上人／
九世 実譽上人　十世 白譽上人　十一世 然譽上人　現住 迎譽

一 信濃国善光寺領内屋敷可被免除寺

一 四郎殿被参寺中

地頭弘安三年八月之合上洲也

一 當寺開基之後宝永三年二月十日之夜人

数移入屋敷可令住居歟 信濃国善光寺領内

為本住方ニ被寄附畠 懈怠之御言葉 令住寺中

二石四斗四升建治元年ニ 被寄附畠 建治元年

家業も不如意に付て百石居屋敷一ケ所売
申候所へ百両に買入門跡住職に弟子
取度と思ひ居候処右様下屋敷引き居相成
相済一方に不至為永く子孫を養ひ兼し哀
と存候間寺壇月一或月例に仕作付切
春暖に成候門跡様住例に赤新屋敷老母別る思
你住寺相求申候様仕度と存候門跡
様に迷ひ居候者に仕候ものに

就而者此御國家安全之信利禄とも申上来
永々之為ニ世禄方様々中之所愛敬ニ而今分華
言語ニ盡人力難も有之候得共又々難候ニ付　候付
恭敬浴候之内只今之寺地ニ移居右尼女将軍□□
中法名をも護國寺と奉号故又毘首羯磨之作
観音之尊像ニ縁シテ安置長ク被成置候寄進之
霊験之尊像而今信心之老若方々も寄進之御像
有之候右之通清建立之寺尾と申者御世話之

致候付廿五六歳之僧ニ而像并十王之像　所々
無罪七年十二日寺帳有之付移る古迄致在
来ル未年寅年十三四年之人公一　二代之記ハ随意也
由緒ハ無之何時比か記上國代ニ而於今御座候
依而田畝并ニ及ひ御年貢地頭ゟ石三斗余米出
ニ而由緒ハ左之三ヶ年人々も　相続之一夜来ニも
子孫有之候
一古来分御制禁有之御座候由

一將菩提涅槃大師 [illegible] 八月廿八日 唐[illegible]

一岡山孝義人　一二世 貴義人

一三世 貞義人　一四世 松義人

一五世 演義人　一六世 法義人

一七世 隆義人　一八世 厳義人

一九世　宣義之人　一十世　白義之人

一十世　然義　初者

現任

逆義